

## 埼玉県物産観光協会振興費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、(一社)埼玉県物産観光協会(以下「協会」という。)の活動を促進し、観光行政の推進を図るため協会に対して、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、協会の運営等に要する経費とし、補助対象経費及び補助率は知事が別に定めるものとする。

第3条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(添付書類等)

第4条 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 協会の長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。この場合における報告書の様式は、その都度知事が定めるものとする。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条の報告書の様式書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了(補助事業の中止又は廃止を含む。)後40日以内に提出するものとする。

(書類の整備等)

第8条 協会の長は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 協会の長は、補助金の交付を受けようとするときは、様式4号の請求書を提出するものとする。

(補助金額の確定通知)

第10条 規則第14条の補助金額の確定通知は、様式第5号のとおりとする。

(提出部数)

第11条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類の部数は正副1部とする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

年度（一社）埼玉県物産観光協会振興費補助金交付申請書

文 書 番 号  
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

団 体 名

代表者の氏名

下記により、年度（一社）埼玉県物産観光協会振興費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続き等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

- |                 | 記 |   |
|-----------------|---|---|
| 1 補助金交付申請額      | 金 | 円 |
| 2 補助事業の目的       |   |   |
| 3 事業の内容および経費の配分 |   |   |
| 4 事業の完了予定期日     |   |   |

5 収支予算（精算）

（1）収入

科目	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度精算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	

（2）支出

科目	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度精算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	

（注）実績報告にあつては（ ）内によること。

様式第2号（第5条関係）

年度（一社）埼玉県物産観光協会振興費補助金交付決定通知書

文 書 番 号  
年 月 日

様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度（一社）埼玉県物産観光協会振興費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付方法 概算払い
- 3 交付条件
  - (1) 補助金の交付の対象となる事業は、申請書記載の事業とする。
  - (2) 申請書記載の事業の中止、又は、変更のある場合は、知事の承認を受けなければならない。
  - (3) この補助金を目的外に支出したときは、補助金の一部又は、全部の返還を命ずることがある。

様式第3号（第7条関係）

年度（一社）埼玉県物産観光協会振興費補助事業実績報告書

文 書 番 号  
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所  
団 体 名  
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった  
年度（一社）埼玉県物産観光協会振興費補助金について、下記のとおり事業を実施した  
ので、補助金等の交付手続き等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添  
えて報告します。

記

- |   |              |         |   |
|---|--------------|---------|---|
| 1 | 交付決定額        | 金       | 円 |
| 2 | 補助金の精算額      | 金       | 円 |
| 3 | 事業の目的及び成果    |         |   |
| 4 | 事業の内容及び経費の配分 |         |   |
| 5 | 補助事業の実施期間    |         |   |
|   |              | 年 月 日から |   |
|   |              | 年 月 日まで |   |
| 6 | 収支精算         |         |   |

（注）記4及び記6については様式第1号の記3及び記5に準ずること。

様式第4号（第9条関係）

年度（一社）埼玉県物産観光協会振興費補助金概算払請求書

文 書 番 号  
年 月 日

（宛先）  
埼玉県知事

住 所  
団 体 名  
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった（一社）埼玉県物産観光協会振興費補助金について、下記のとおり概算払いによって交付されたく請求します。

記

- |   |                |   |   |
|---|----------------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額      | 金 | 円 |
|   | 今回の請求額         | 金 | 円 |
| 2 | 振り込み金融機関等      |   |   |
|   | （1）金融機関名       |   |   |
|   | （2）預金種目および口座番号 |   |   |

様式第5号（第10条関係）

年度（一社）埼玉県物産観光協会振興費補助金確定通知書

文 書 番 号  
年 月 日

様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号で提出のあった事業実績報告書等により  
審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続き等に関  
する規則第14条の規定により通知します。

補助金の額 記 金 円



## 別表

補助対象経費	補助対象経費の明細	補助率
協会の運営等に要する経費	人件費（協会の運営等に必要経費に限る。）	10分の10以内
	賃借料	
	需用費	
	その他協会の運営等に要する経費で、あらかじめ内訳を示したもの	